

平成 2 7 年 藤枝市議会 2 月定例会

建設経済環境委員会委員長報告書

(議案審査)

平成 2 7 年 3 月 2 0 日

[本 会 議]

本委員会に付託された、議案３件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に、ご報告いたします。

最初に、「第３８号議案 藤枝市営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

はじめに、「朝比奈線の使用料を他の自主運行バスの運賃体系と同じにするとするの事だが、利用者への周知方法について何う。」という質疑があり、

これに対して、「料金改定については、平成２６年６月より、地元対策委員会及び自治会・町内会長との意見交換を経て、１１月に地元説明会を開催しており、地元の了承を得ていると考えている。今後、広報ふじえだ及び回覧等を活用し周知に努め、平成２７年６月１日に施行予定である。」という答弁がありました。

次に、「今回の改定による収支予測はどうか何う。」という質疑があり、

これに対して、「朝比奈線における収支率については、平成２６年度１３．４％の見込みであるが、今回の改定により、平成２７年度は約２０％に上がると見込んでいる。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「第３９号議案 藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

はじめに、「農地法の改正による手数料の追加であるが、手数料を３００円に設定した根拠について何う。」という質疑があり、

これに対して、「全国一律で農地台帳情報のインターネット公表を行うという考えに基づき、県内の多くの自治体で、従来の証明手数料と同金額での対応としている。本件の手数料も本市の証明手数料３００円と同額とした。」という答弁がありました。

次に、「今回の改正により、市の農業政策の進展に寄与する点や、利点についてはどんなことが考えられるか何う。」という質疑があり、

これに対して、「システムの有効活用により、急務となる農地の集積・流動化の更なる推進に寄与すると考えられる。そのために内容の精査にも努めていきたい。」という答弁がありました。

このほか特にご報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「第４１号議案 藤枝市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

はじめに、「管理職員に対して特別勤務手当を支給するための条例改正であるが、近年これに該当するケースはどのようなものがあつたか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「災害対応以外では、夜間等における大規模漏水等の対応が考えられる。平成２６年度には事例はないが、近年では、早朝の水道管の漏水に伴う復旧作業が該当するケースである。」という答弁がありました。

このほか特に報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。